

私たちでつくろう大津のまち

# ふれあいまちづくり 資料集



～魅力あふれるまちづくりのために各種補助事業等を掲載しています～

地域のコミュニティ活動

安心・安全なまちづくり

ごみ減量と資源再利用

自主防災

文化団体派遣

大津市役所 市民部 自治協働課

☎ 077-528-2730

ダウンロードはこちら

<http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/kyodo/jichikai/index>



大津市 ふれあいまちづくり資料集



コミュニティ活動の基盤整備や地域活動の振興等、地域の実情に合わせた魅力あふれるまちづくりが展開されるよう、地域で活用いただく資料として「ふれあいまちづくり資料集」を作成いたしました。

自治会に関する各種補助事業等を掲載しておりますので、それぞれ地域のまちづくり活動における様々な場面で役立てていただければ幸いです。



# 目 次


- ① 自治会及び自治会長報償金
- ② ふれあいネット導入事業費補助
- ③ ふれあい掲示板設置事業費補助
- ④ ふれあいの家設置事業費補助（建築等）
- ⑤ ふれあいの家設置事業費補助（改造）
- ⑥ 合理的配慮の提供に係る費用助成
- ⑦ 花と緑のまちづくり推進事業助成
- ⑧ コミュニティ助成
- ⑨ 自治会の法人化制度（認可地縁団体）
- ⑩ 防犯カメラ設置事業補助
- ⑪ カーブミラー設置事業費補助
- ⑫ 安全なまちづくり事業費補助
- ⑬ 文化団体派遣事業
- ⑭ 地域防火・防災資器材整備事業補助
- ⑮ 学区自主防災組織事業補助
- ⑯ ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与
- ⑰ 集団資源回収促進事業補助
- ⑱ 再生資源保管庫等設置事業補助
- ⑲ ごみ集積所設置等補助
- ⑳ イベントごみに係る処理手数料減免について

## ① 自治会及び自治会長報償金

<p>事業内容</p>	<p>住みよい地域社会の発展を目指し、地域における諸問題の解決や会員相互の親睦・交流を図るため、大津市のまちづくりにおいては自治会組織を中心とした各種活動が学区自治連合会や大津市自治連合会等との連携のもとに活発に展開されています。</p> <p>このような状況の中、住民自治の確立と円滑な市政運営のため、市政への協力に対する謝礼として、地域における様々な活動や自治会組織の育成に活用いただける報償金を交付しています。</p>
<p>申請単位</p>	<p>※申請や請求の手続きは必要ありません</p>
<p>交付対象</p>	<p>自治会及び自治会長</p>
<p>報償金の算出基準</p>	<p>■自治会報償金（年額） 均等割 3,000円 世帯割 790円</p> <p>■自治会長報償金（年額） 均等割 5,000円 世帯割 70円</p> <p>※年度の途中で設立された場合は、設立日が月の初日であれば当月分から、2日以降であれば翌月分から算出します。</p>
<p>交付時期</p>	<p>8月予定 学区自治連合会を通じて交付します。</p>
<p>担当課（連絡先）</p>	<p>市民部自治協働課 電話：077-528-2730</p>
<p>その他連絡事項等</p>	<p>自治会報償金をはじめ、市から自治会等へ支出している公金については、自治会の予算や決算に明記するなど、透明性のある処理をお願いいたします。</p>




### ③ ふれあい掲示板設置事業費補助

事業内容	地域のコミュニティ活動をより豊かで活力あるものにし、自治会員の方への情報提供を充実させるために、自治会が掲示板を設置する経費の一部を補助する事業。
申請単位	自治会及び学区自治連合会等
補助対象	① 掲示板を新規に設置する場合 ② 既存の掲示板を建替える場合 ※破損等による部分補修及び撤去費用は、補助対象にはなりません。
補助金の算出基準	<p>■算式 補助基本額（経費所要額）×1/2</p> <p>■基準 補助基本額（経費所要額上限） 120,000円限度 補助金額 60,000円限度</p>
補助金額	上限 60,000円
受付期間	令和5年4月1日から受付開始 (予算がなくなり次第、受付終了)
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2730
その他連絡事項等	<p>事業の開始後や完了後の申請は受付できません。<u>事業を計画されている自治会は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u></p> <p>また、設置予定場所の土地所有者等には、必ず事前に了解を得てください。設置する掲示板には自治会名を明示してください。</p> <p>補助金の交付は、1自治会同一年度内1回限りです。</p>
ホームページ URL	<p><a href="http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/kyodo/jichikai/1390063167664.html">http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/kyodo/jichikai/1390063167664.html</a> もしくは <a href="http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html">http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html</a></p> 

大津市 ふれあい掲示板



#### ④ ふれあいの家（自治会館）設置事業費補助（建築等）

事業内容	<p>明るく住みよい地域づくりのために、子どもからお年寄りまで誰もが利用できるコミュニティ活動の拠点となる自治会館等を建築、購入するための経費の一部を補助する事業。</p>
申請単位	自治会等
補助対象と留意事項	<p>① 建築または物件を購入する場合                  ② 建築するための用地を取得する場合</p> <p>※次年度（令和6年4月以降）に実施する事業が対象。                  ※①と②をあわせて実施する場合、単年度（1年間）で事業を完了することが条件                  ※②のみの実施は補助対象外</p>
補助金の算出基準及び補助金額	<p>① 建築または物件購入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■算式 延床面積×建築単価×1/3以内（千円未満切捨て）</li> <li>■基準（令和3年3月末現在）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積（補助対象）120㎡限度</li> <li>建築単価（補助対象）150,000円限度</li> <li>補助金額 6,000,000円限度</li> </ul> </li> </ul> <p>※物件購入と同時に増築、改造も対象</p> <p>② 建築のための用地取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■算式 補助基本額×2/10＝補助金額（千円未満切捨て）                      補助基本額＝建物の建築面積÷建ぺい率×用地取得単価</li> <li>■基準 補助基本額 20,000,000円限度                      補助金額 4,000,000円限度</li> </ul>
受付期間	<p>相談受付は令和5年4月1日から9月末日まで                  ※当年度に実施ではなく、相談受付後、予算化した次年度以降に申請・実施。</p>
担当課（連絡先）	<p>市民部自治協働課 電話：077-528-2730</p>
その他注意事項等	<p>予算の都合上、交付手続きが次年度以降となる場合や、補助額及び補助率に変更になる場合がありますので、<u>事業を計画されている自治会は、必ず事前に自治協働課までご相談下さい。</u></p> <p>ふれあいの家を建築、購入時に補助金を受領された自治会等においては、20年以上経過していれば、再度①の申請が可能です。</p>
ホームページ URL	<p><a href="http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/kyodo/jichikai/1390063560094.html">http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/kyodo/jichikai/1390063560094.html</a>                  もしくは <a href="http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html">http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html</a></p> 

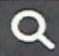



ふれあいの家設置事業費補助（改造）

～令和4年度工事施工例～




## ⑥ 合理的配慮の提供に係る費用助成


事業内容	<p>障害を理由とする差別の解消を推進するため、地域の団体等が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成。</p> <p>【合理的配慮とは】障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が重くない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な配慮</p>
申請単位	自治会等
補助金の算出基準 及び補助金額	<p>■補助対象</p> <p>合理的配慮が簡単に提供できるようにするためのもので、以下に当たるもの。</p> <p>①コミュニケーションツールの作成：上限額3万円 (点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど)</p> <p>②物品の購入：上限額5万円 (筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど)</p> <p>③工事の施工：10万円 (簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用)</p> <p>④研修の実施：5万円 (障害特性や合理的配慮の提供方法の理解促進のための研修にかかる費用)</p> <p>■算式 補助基本額(事業費)×1/2</p> <p>※要綱改正の可能性がありますので、ホームページ等でご確認ください。</p>
受付期間	令和5年5月1日から相談受付開始予定 (予算がなくなり次第、受付終了)
担当課(連絡先)	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 電話：077-528-3541
その他注意事項	③の工事を実施する場合は、「ふれあいの家設置事業費補助(改造)」との併用が可能ですので、事業を計画されている自治会は、必ず事前にご相談ください。
ホームページ URL	<p><a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaifukushi/313904.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaifukushi/313904.html</a></p> <p>滋賀県 合理的配慮助成 </p> <p>※滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例については</p> <p>滋賀県 共生社会 </p>



## ⑦ 花と緑のまちづくり推進事業助成

<p>事業内容</p>	<p>地域コミュニティづくりの一環として、自然に親しむ中で、人と人とのふれあいや連帯意識を深めながら、うるおいのあるまちづくりの推進を目指そうと、昭和61年から「ふるさと都市大津市民運動推進会議」の活動を継承した「わがまちづくり市民運動推進会議」が実施している事業です。</p> <p>事業に参加した花づくりグループには、花壇面積に応じて活動経費の一部を助成金として交付します。</p>															
<p>申請単位</p>	<p>① 花と緑のまちづくりを進めるために、自主的な活動をしている5人以上のグループ。</p> <p>② 自治会や各種団体（老人会、女性会等）に属する5人以上のグループ。</p>															
<p>助成条件</p>	<p>① 公共施設や自治会館敷地等をはじめとする公共の土地で、広く公衆の目にふれる10㎡以上の花壇において、四季を通じた草花の育苗、管理及び設計等花づくり作業を実施すること。</p> <p>※ 植栽等の植木は対象外です。</p> <p>② 活動にかかった経費の領収書（写）及び活動状況写真を添付した実績報告書を指定された期日までに提出すること。</p>															
<p>助成金の算出基準及び助成金額</p>	<p>花壇の面積により、年額で算定します。</p> <table border="1" data-bbox="547 1050 1195 1285"> <thead> <tr> <th colspan="2">花壇面積</th> <th>年額（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10㎡以上</td> <td>15㎡未満</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>15㎡以上</td> <td>50㎡未満</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上</td> <td>100㎡未満</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>100㎡以上</td> <td></td> <td>41,000円</td> </tr> </tbody> </table>	花壇面積		年額（上限）	10㎡以上	15㎡未満	16,000円	15㎡以上	50㎡未満	19,000円	50㎡以上	100㎡未満	27,000円	100㎡以上		41,000円
花壇面積		年額（上限）														
10㎡以上	15㎡未満	16,000円														
15㎡以上	50㎡未満	19,000円														
50㎡以上	100㎡未満	27,000円														
100㎡以上		41,000円														
<p>受付期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和5年6月末日まで</p>															
<p>担当（連絡先）</p>	<p>わがまちづくり市民運動推進会議（大津市自治連合会事務局） 電話：077-521-5900</p>															
<p>その他注意事項等</p>	<p>『わがまちづくり市民運動推進会議』とは・・・</p> <p>市民の手による豊かなまちづくりに寄与するため、「ふるさと都市大津」市民運動推進会議の後身として、平成16年7月に設立された市民運動団体です。さらなる地域コミュニティの育成と、まちづくり意識の醸成を目的として活動しています。</p> 															

## ⑧ コミュニティ助成

事業内容	コミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報を行うことを目的として、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として行っている事業。
申請単位	自治会、学区自治連合会等
助成対象 及び助成金額	下記別表のとおり <u>※次年度（令和6年4月から令和7年3月）に実施・完了する事業が対象</u>
受付期間	令和5年4月1日から令和5年8月31日まで（厳守）
担当課（連絡先）	市民部自治協働課      電話：077-528-2730
その他注意事項等	<p>助成事業の採択の決定は、令和6年3月末に（一財）自治総合センターから大津市に通知されます。採否についてはセンターが最終決定を行いますので、<u>申請しても必ず採択されるものではありませんので、ご了承ください。</u></p> <p>特定の目的のために組織された宗教団体、営利団体、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、文化協会、PTA、趣味の愛好会、イベント等のために一時的に組織された団体、その他その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は補助対象となりません。</p> <p>※制度の変更に伴い、助成限度額及び補助率等が変更になることもあります。</p>
ホームページ URL	<a href="http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html">http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html</a> 

### 【別表】

メニュー	事業内容	対象経費	助成金額
一般コミュニティ	コミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業。	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。	100万円～ 250万円  (10万円単位)
コミュニティセンター	<p>コミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（自治会館等）の建設に関する事業。</p> <p>※建設後に建物登記を行うことが条件であるため、法人格の取得が必要。(◎自治会の法人化制度を参照)</p>	<p>コミュニティ活動推進のために必要な施設の建設に要する経費。ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外。</p> <p>一般コミュニティ助成事業、ふれあいの家設置事業費補助との併用は不可。</p>	<p>1,500万円まで 【補助率 3/5以内】  (10万円単位)</p>



## ⑨ 自治会の法人化制度（認可地縁団体）

<p>制度内容</p>	<p>地方自治法上「地縁による団体」と規定される自治会等が、市長の認可を受けることで法人格を持ち、法律上の権利義務の主体となることができる制度です。</p> <p>これにより、印鑑登録証明書の発行ができるようになり、自治会保有資産の登記ができるようになります。</p>
<p>認可のための要件</p>	<p>① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>④ 規約を定めていること。</p>
<p>注意事項等</p>	<p>毎年必ず自治会の総会を開くことや会員の単位が世帯から個人になることなど、遵守しなければならない認可要件があります。</p> <p>また、規約（会則）変更や、代表者（自治会長等）の交代を行った場合にも、必ず市に届け出る必要があります。</p>
<p>申請に必要な書類</p>	<p>① 認可申請書</p> <p>② 規約（会則）</p> <p>③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類</p> <p>④ 構成員の名簿</p> <p>⑤ 保有資産目録、又は保有予定資産目録</p> <p>⑥ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、決算書等）</p> <p>⑦ 申請者が代表者であることを証する書類</p> <p>⑧ 区域を示した図面</p> <p>⑨ 代表者の職務執行の停止等の有無について</p>
<p>お手続きについて</p>	<p>相談は随時受け付けておりますので、<u>認可を希望される際は必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u>必要書類、手続きについてご案内いたします。</p> <p>なお、認可、告示されるまでに一定の期間を要します。</p>
<p>担当課（連絡先）</p>	<p>市民部自治協働課      電話：077-528-2730</p>

## ⑩ 防犯カメラ設置事業補助

事業内容	街頭犯罪等の抑止を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、犯罪が生じるおそれがあると認められる地域の街頭において、自主防犯活動団体等が防犯カメラ及び記録装置等を購入・設置することに要する経費の一部を補助する事業。
申請単位	カメラ等の管理を継続的に行うことが可能と認められる以下の団体 ① 小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主活動団体 ② 学区自治連合会 ③ 自治会及び自治会の集合体
補助対象	防犯カメラの購入・設置に関して、次の全ての要件を満たした事業。 ① 本市の区域内に設置されるものであること。 ② 地域性を考慮した設置場所であること。 ③ 主に道路等の公共空間を撮影範囲とし、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。 ④ 設置完了の日から起算して5年以上適切に維持管理されるものであること。 ⑤ 設置場所の所有者・管理者の許可を受けていること。 ⑥ 防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること。 ⑦ カメラ等の設置に関し、本市の他の補助金交付を受けないこと。 ⑧ 関係法令に違反していないこと。 ⑨ 滋賀県警察と設置場所や撮影方向等について協議していること。 ⑩ その他市長の定める管理上の指示に従っていること。
補助金の算出基準及び補助金額	一団体当たり、200,000円を限度 (但し、一の補助対象事業において設置するカメラ等が1組であるときは、150,000円を限度とする) 補助率 1/2 ※申出団体の交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただくことがあります。
受付期間	令和5年4月1日から令和5年6月末日まで
担当課(連絡先)	市民部自治協働課 電話：077-528-2816
その他事項等	予算に限度がありますので、事業を計画されている団体は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/1390057396282.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/1390057396282.html</a> または <a href="http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html">http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html</a>





## ⑪ カーブミラー設置事業費補助

事業内容	不特定多数の者が通行する私道や里道の交通安全を確保することを目的に、自治会が設置するカーブミラーの設置費用の一部を、予算の範囲内において補助する事業。
申請単位	自治会
補助対象	<p>下記のいずれにも該当するカーブミラーの購入、設置に要する経費。</p> <p>(1) 本市の区域内に設置するものであること  (2) 私道の安全の確保のために設置するものであること  (3) 設置する土地の所有者の承認を受けていること  (4) 設置するカーブミラーは、公益社団法人日本道路協会が定める道路反射鏡設置指針に基づく品質検査に合格した製品であること</p>
補助金の算出基準 および 補助金額	補助対象経費×1/2（千円未満切捨） 1 自治会当たり上限5万円まで
受付期間	令和5年4月1日から令和5年6月末日までとします。 ※【様式第1号】大津市カーブミラー設置事業費補助金交付事前申込書と設置場所の分かる位置図をご提出ください。
担当課（連絡先）	市民部自治協働課      電話：077-528-2816
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/kotuanzen/torikumi/50420.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/kotuanzen/torikumi/50420.html</a> もしくは <a href="https://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html">https://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html</a>




## ⑫ 安全なまちづくり事業費補助

事業内容	市民及び滞在者が安全に暮らすことのできる社会を実現するため、地域における安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う団体に対し、当該活動に要する経費の一部を補助する事業。	
申請単位	小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において、安全なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主活動団体。	
補助対象	<p>次に掲げる活動のうち3つ以上の活動について、具体的な活動計画を策定した事業を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域におけるパトロール活動</li> <li>② 防犯診断活動</li> <li>③ 防犯灯の点検活動</li> <li>④ 防犯器具の斡旋または配布</li> <li>⑤ 玄関灯点灯運動</li> <li>⑥ 防犯教室または講座の開催</li> <li>⑦ 地域安全マップ等の作成</li> <li>⑧ 通学路における安全指導</li> <li>⑨ 通学路、公園等の安全点検</li> <li>⑩ 広報及び啓発活動</li> <li>⑪ 防犯機器の設置及び維持管理</li> <li>⑫ その他安全なまちづくりに関する自主的な防犯活動</li> </ol>	 
補助金の算出基準及び補助金額	初年度	500,000円を限度
	翌年度以降	100,000円を限度
受付期間	令和5年4月1日から令和5年6月末日まで	
担当課（連絡先）	市民部自治協働課	電話：077-528-2816
その他連絡事項等	予算に限度がありますので、事業を計画されている団体は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。	
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/1390056683726.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/1390056683726.html</a> または <a href="http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html">http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/reiki/yoko/josei/shimin_bu/1395294805420.html</a>	




### ⑬ 文化団体派遣事業

事業内容	新型コロナウイルス感染症により外出や活動が難しい状況のなか、芸術の良さを伝え、文化に親しむ機会と多様な文化活動の促進を図るため、自治会や老人会、公民館等に芸術文化活動（音楽、舞踊、華道、短歌、俳句、大津絵など）をしている団体を派遣し、演奏会や講習会等を実施。
申請単位	自治会等
対象	原則、市内に在住・在勤または在学する概ね 10 人以上の者で構成された団体（ただし、1 団体につき 1 回限り）
料金	原則無料 ※事業の内容によって経費（材料費、著作権料等）が発生する場合があります。
受付期間	令和5年4月1日から令和6年1月31日まで （予算がなくなり次第、受付終了） ※開催希望日の1ヶ月以上前にお申し込み下さい。
担当課（連絡先）	市民部文化振興課 電話：077-528-2733
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所は大津市内に限ります。</li> <li>・感染症等の感染拡大防止対策を行ってください。</li> </ul>
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1119/g/40529.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1119/g/40529.html</a> 





## ⑭ 地域防火・防災資器材整備事業補助

事業内容	消火器及び消火栓器具（以下「防火資器材」という）並びに防災資器材を購入するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、初期消火体制と防災体制の充実を図る事業。
申請単位	自治会又は自主防災組織 ※学区自主防災会の申請は不可
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防火資器材 強化液消火器、ABC粉末消火器、消火栓器具、その他の用具（消防ポンプ、ジェットシューター、消火バケツ）</li> <li>■防災資器材 指揮・連絡通報用具、避難誘導用具、救出救護用具等</li> </ul>
補助金の選出基準及び補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■補助金交付の対象となる補助対象経費は、別表に掲げる防火・防災資器材の購入に要する経費とする。</li> <li>■自治会又は自主防災組織への補助金交付額については、補助対象経費の額に10分の3を乗じて得た額とし、3万円を上限に年1回限りとする。</li> </ul>
受付期間	令和5年4月1日から同年5月31日までとする。 なお、申請状況により延長する場合がある。
担当課（連絡先）	消防局予防課 電話：077-525-9902
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請された資器材を活用した訓練を実施する必要があるため、防火・防災指導依頼書を所轄消防署へ提出する。</li> <li>■補助対象となる消火器の数は、概ね組の数とする。</li> <li>■消火器は、消火薬剤等が凍結、変質等の恐れのない場所で、使用に際して自治会又は自主防災組織の誰もが容易に持ち出せるところに設置する。</li> <li>■防災資器材は雨風等で損傷しない場所で、自治会又は自主防災組織の誰もが容易に持ち出せるところに設置する。</li> <li>■防火・防災資器材には、自治会又は自主防災組織の財産であることが確認できるよう自治会又は自主防災組織の名称を記入する。</li> <li>■補助金の交付決定については、申請期間内に申請された自治会又は自主防災組織から、予算の範囲内において過去の交付状況等を考慮し決定する。</li> <li>■補助金の交付決定前に購入した資器材は、補助額に計上できない。</li> <li>■補助金の確定は、検査に合格し、防火・防災指導依頼書に係る訓練の実施を確認した後に行う。</li> </ul>
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/075/2353/jisyubousai/31202.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/075/2353/jisyubousai/31202.html</a> 





## ⑮ 学区自主防災組織事業補助

事業内容	学区自主防災組織が、防災に関する各種活動等を実施する場合に支援する事業
申請単位	学区自主防災組織 ※自治会又は自主防災組織単位の申請は不可
補助対象	学区自主防災組織が実施する下記の防災に関する各種活動等 (1) 防災訓練活動 (2) 防災啓発活動 (3) 防災教育活動 (4) 簡易防災資器材の整備 (5) その他の活動 
補助金の算出基準及び補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■算式 事業費×1/2</li> <li>■交付回数 1年度につき1回を限度として、交付を受けることができる。</li> <li>■補助金額 70,000円を上限とする。</li> </ul>
受付期間	令和5年4月1日から同年5月31日までとする。 なお、申請状況により延長する場合がある。
担当課（連絡先）	消防局予防課 電話：077-525-9902
その他注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交付決定について 補助金の交付決定については、申請期間内に申請された学区自主防災組織から、予算の範囲内において過去の交付状況等を考慮し決定する。</li> <li>■表示について 補助金により購入した簡易防災資器材等については、学区自主防災会の物件であることを確認できるよう学区自主防災会名称を付するものとする。</li> <li>■対象外の物件について 申請時において、自主防災組織活動以外に流用できる物件については、審査の結果、対象外とすることがある。</li> </ul>
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/075/2353/jisyubousai/1394439262233.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/075/2353/jisyubousai/1394439262233.html</a> 

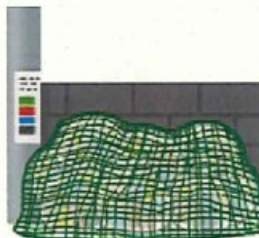


⑩ ごみ集積所用鳥獣対策用ネット貸与



事業内容	本市が収集する家庭ごみの集積所において、鳥獣対策用ネットを貸与することにより、カラス、猫等の鳥獣によるごみの散乱被害を防止し、もって集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ることを目的とした事業	
申請単位	① 自治会の代表者 ② ごみ集積所に家庭廃棄物を排出する代表者	
貸与対象	本市が収集する家庭ごみの集積所	
貸与枚数	集積所 1 箇所につき 1 枚	
受付期間	令和5年4月1日から受付開始 (先着順 予算がなくなり次第、受付終了)	
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課	電話：077-528-2802
申請受付	担当課窓口にて受付 … 確認ができ次第即日受け渡し可能 電子申請・郵送・FAXでも申請可能 … 受理してから5営業日後以降に受け渡し可能 (貸与決定通知はしない)	
その他注意事項等	<p>■貸与するネットの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大 ( 約3m × 約4m )</li> <li>・ 小 ( 約2m × 約3m ) の2種類</li> </ul> <p>■貸与の決定</p> <p>同一集積所における重複申請の有無などを確認し、ネットを貸し付けることが適当と認める場合は、貸与を決定し、無償で貸与する。</p> <p>貸与できない場合、申請を受領してから5営業日以内に担当から記入電話番号宛に連絡し、預かった申請書を記入住所宛に返送する。</p> <p>■ネットの受領</p> <p>原則、担当課窓口もしくはリサイクルセンター木戸で受け渡しするものとする。</p>	
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/machi/gomi/bumbetsu/shuseki/1389332302010.html">https://www.city.otsu.lg.jp/machi/gomi/bumbetsu/shuseki/1389332302010.html</a>	



大津市 ごみ集積所用鳥獣対策




## ⑰ 集団資源回収促進事業補助

事業内容	市内の家庭から排出される再生資源のリサイクルによる有効利用と、ごみ処理施設に搬入されるごみの減量を目的として、再生資源を回収した団体に回収量に応じて補助金を交付する事業
申請単位	自治会 ※自治会だけでなく、市内の家庭から排出される再生資源を集団資源回収する団体であれば可 例) マンション管理組合・PTA・自主防災会・子ども会等
補助対象	補助対象となる回収品目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞</li> <li>・雑誌・雑がみ</li> <li>・段ボール</li> <li>・古着・古布</li> <li>・アルミ缶</li> </ul> 
補助金の算出基準及び補助金額	1キログラム当たり3円（令和5年4月1日時点）
受付期限	申請は年2回 前期：7月14日締切 （1月から6月までの回収量に対する申請） 後期：1月15日締切 （7月から12月までの回収量に対する申請）
担当課（連絡先）	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
その他注意事項等	回収した再生資源を市指定業者に引き渡している団体（自治会）は、あらためて申請する必要はなく、補助金交付決定後の請求のみを行ってください。
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/1389326935210.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/1389326935210.html</a> 



## ⑱ 再生資源保管庫等設置事業補助

事業内容	ごみ減量と資源再利用に資する集団資源回収の取組を促進するため、再生資源を収納する保管庫等の設置に要する経費の一部に対し、補助金を交付する事業
申請単位	<p>集団資源回収を実施する自治会等の地域住民で組織された団体が対象となります。また、年度末までに設置工事が完了することを条件とします。</p> <p>※事業者や個人の方が倉庫を設置される場合には対象となりません。</p>
補助対象	集団資源回収の実施により回収した再生資源を保管するための収納庫
補助金の算出基準 及び補助金額	保管庫等の設置に要した費用の2分の1の額 (ただし、80,000円を限度とする。)
受付期間	令和5年4月1日から令和6年1月31日まで ※予算の都合により、早めに受付を終了する場合があります。
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/1389335152729.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/hojo/1389335152729.html</a> 

大津市 再生資源保管庫




## ⑱ ごみ集積所設置等補助

事業内容	ごみ集積所周辺のごみの散乱を防止し、市民の良好な生活環境を守ることを目的として、ごみ集積所を新たに設置する場合や改修に必要な費用の一部について、補助金を交付する事業
申請単位	(1) 市内の自治会またはこれに準ずる方で、集積所を適切に維持管理されている方 (2) 営利を目的としない方 (3) 令和6年3月末までに設置工事を完了することができる方
補助対象	(1) ごみ集積所の設置 ・ごみ集積所を新たに設置する事業 ・すでに設置してあるごみ集積所の建替え等の再整備を行う事業 (2) ごみ集積所の改修 ・ごみ集積所の改修をする事業
補助金の算出基準 及び補助金額	(1) ごみ集積所の設置 ごみ集積所の設置に要した費用の2分の1の額 (ただし、80,000円を限度とする。ごみ集積所の利用世帯が20世帯以上の場合、100,000円。) (2) ごみ集積所の改修 ごみ集積所の改修に要した費用の2分の1の額 (ただし、50,000円を限度とする) ※一つの団体が複数の集積所を設置または改修の申請をされる場合は、同一年度、上限24～30万円までとなります。 ※補助金額及び上限額は、予定の金額です。申請前にホームページ等でご確認ください。
受付期間	令和5年4月1日から令和5年12月末日まで ※予算の都合により、早めに受付を終了する場合があります。
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
その他注意事項等	補助金の交付は、1つの集積所につき1回限りです。
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/shuseki/1395126352523.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/030/1703/g/shuseki/1395126352523.html</a>



## ⑳ イベントごみに係る処理手数料減免について

事業内容	地域の自治会等の夏祭りや運動会のイベントで生じたごみの処理手数料について減免します。
申請単位	ごみの排出者となる学区自治連合会、地域の自治会・子ども会・女性会等の非営利団体
減免対象	① 地域コミュニティの形成や自治協働活動を図る目的で実施、参加され、祭りや運動会、文化祭などのイベントで生じたごみであること。 ② 市関係課において実施の確認ができる資料が提出できること。
減免額	ごみ処分手数料全額 (施設搬入の際の処分手数料に限ります。収集運搬業許可業者に委託した際の収集運搬に係る料金は対象外となります。)
受付期限	イベント開催日の前日まで(新規イベント等の場合、事業内容の確認に時間を要する場合があるため、事前相談をお願いします。)
担当課(連絡先)	環境部廃棄物減量推進課 電話：077-528-2802
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの詳細がわかるチラシ等持参の上、市役所廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要となります。「事業系一般廃棄物搬入申出書」及び「廃棄物処理手数料減免申請書」に排出されるごみ種類・袋数等を記入頂きます。関係課に確認でき次第「事業系一般廃棄物搬入受付書」及び「廃棄物処理手数料減免承認書」を発行します。</li> <li>・ 搬入施設につきましては指定させていただきます。</li> <li>・ 施設への搬入を業者委託される場合は、業者同行のうえで来課ください。業者のみで手続される場合は、あらかじめ「廃棄物処理手数料減免申請書」を作成の上、業者に渡してください。</li> </ul> <p>※排出されるごみについては「燃やせるごみ」、「プラスチック製容器包装」、「かん」、「びん」、「ペットボトル」に分別の上、透明袋に入れてください。</p> <p>※自己搬入でごみが200kgを超える場合及び業者委託する場合は、マニフェストが必要となります。</p>
ホームページ URL	<p><a href="http://www.city.otsu.lg.jp/machi/gomi/jigyoinfo/1444269423968.html">http://www.city.otsu.lg.jp/machi/gomi/jigyoinfo/1444269423968.html</a> (許可業者名簿)</p>  <p><a href="http://www.city.otsu.lg.jp/machi/gomi/jigyoinfo/1394434516086.html">http://www.city.otsu.lg.jp/machi/gomi/jigyoinfo/1394434516086.html</a> (マニフェスト)</p> 